

## 変更届にとじないで提出する書類

- 個人申請者、法人の代表者、役員、政令2条の2の使用人、専任の宅地建物取引士のうち、変更で新しく就任した方について提出すること。
- 免許申請前3か月以内に発行されたもの。
- 提出部数は各1部。

1. 「身分証明書」(原本1部必要): 破産宣告、禁治産、準禁治産、後見の登記の通知を受けていないことの証明に提出。

取り方: 各人の本籍地の市区町村役場にて取得。

\* たまに、運転免許証などを持って来られる方がおられます。

「身分証明書」という名前の書類ですのでお間違えないようお願いします。

\* 日本在住の外国人の場合、「住民票抄本」[通称・国籍・在留カード番号・備考等が省略されていないもの。社会保障・税番号制度による個人番号(マイナンバー)が記載されたものは使用不可。]を提出。

2. 「登記されていないことの証明書」または、医師が出す「診断書」(原本1部必要)

### ①「登記されていないことの証明書」

成年被後見人、被保佐人の登記がされていないことを証明するために提出。

\* 証明事項: 「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」で申請すること。

\* 日本在住の外国人の場合、本名と(通称名)を併記、また、本国名を記入すること。

取り方:

#### a. 広島法務局民事行政部戸籍課の窓口にて直接請求

広島市中区上八丁堀 6-30 (合同庁舎3号館 3階) ☎082-228-5201

請求者: 本人、代理人(委任状を持参)、親族(戸籍謄・抄本を持参、※親族でも委任状を持参の方が簡単です。)

申請書提出時に本人確認用の運転免許証、健康保険証、パスポートなどを提示してください。

#### b. 東京法務局へ郵送で請求

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課 行 ☎03-5213-1360

申請書、返信用の封筒(宛名を書き、切手を貼付したもの)、上記本人確認用書類のコピーを東京法務局へ送ってください。後日、証明書が返送されてきます。会社でまとめて請求する場合は、申請書の返送先に会社の住所を書き、返信用封筒(会社の住所、会社名と請求した方全員を連名で宛名とする)を同封してください。

申請書:

- \* 東京法務局ホームページにてダウンロード: (直接入力可能なPDFファイルあり)  
前ページ「東京法務局ホームページ/登記されていないことの証明書の説明」よりリンク。
- \* 最寄りの法務局、地方法務局で入手可能
- \* 収入印紙 300 円分を貼付のこと。

c. インターネット利用による電子申請での証明は、不可。

## ②「医師の診断書」

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、宅地建物取引業法の改正(令和元年9月14日施行)により、「登記されていないことの証明書」を提出できない場合は、一定の事項を記載した「医師の診断書」(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)の提出が必要となります。詳しくは、広島県庁へご相談ください。